

# 東海村、日立市の避難計画の不備・欠落 (準備書面(15))

---

東海第二原発運転差止訴訟控訴審  
2024年12月25日 第4回口頭弁論期日  
一審原告ら訴訟代理人弁護士 大河陽子

# 本日のプレゼン

- 1 避難計画に関する原審の判示
- 2 控訴審準備書面(1)、(2)、(8)の概要
- 3 東海村・日立市の避難計画の不備・欠落  
(控訴審準備書面(15))

# Ⅰ 避難計画に関する原審の判示

## 原判決721頁

「数万ないし数十万人に及ぶ住民が一定の時間内に避難することはそれ自体相当に困難を伴うものである上、福島第一発電所事故からも明らかなどおり原子力災害は、地震、津波等の自然災害に伴って発生することも当然に想定されなければならない、人口密集地帯の原子力災害における避難が容易ではないことは明らかであることに照らすと、現行法による原子力災害防災対策をもってすれば、…いかに人口密集地帯であろうと、実効的な避難計画を策定し深層防護の第5の防護レベルの措置を担保することができるといえるのかについては疑問があるといわなければならない。すなわち、国や地方自治体の実現可能な避難計画等を策定することができずとすれば、**深層防護の第5の防護レベルを達成するためには、設置（変更）許可申請に係る4号要件の「発電用原子炉施設の位置が災害の防止上支障がないこと」として、立地審査指針の原則的立地条件(3)・基本的目標b・指針2の原子炉から一定の距離の範囲内は低人口地帯であることを求める考え方を取り入れ、当該発電用原子炉施設の周辺が緊急事態における避難を困難ならしめる人口地帯となっていないかについても審査するほかないと**考えられる。」

## 原判決721頁

「しかしながら、都道府県及び市町村は、国が策定する防災基本計画及び原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針に基づいて、それぞれ、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画を作成するものとされること（認定事実18(1)エ）、国は、災害対策基本法3条1項及び原子力災害対策特別措置法4条1項に基づき、組織及び機能の全てを挙げて、防災に関し万全の措置を講ずる責務を有していること（認定事実18(1)イ）に照らすと、人口帯との離隔に係る審査がないことをもって新規制基準が不合理であるとまで直ちには断ずることはできない。

もっとも、上記のとおり、**原子力規制委員会は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法及び関係法令に基づく対策によって深層防護の第5の防護レベルは担保されているとするものの、発電用原子炉施設と人口帯との離隔も含め深層防護の第5の防護レベルが達成されているかについて何ら具体的な審査をするものではないから、争点8-2（避難計画）において、更に検討する。」**

## 原判決726頁

「**深層防護の第5のレベルが達成されているというためには、少なくとも、原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域、すなわちPAZ及びUPZにおいて、全面緊急事態に至った場合、同指針による段階的避難等の防護措置が実現可能な計画及びこれを実行し得る体制が整っていないなければならないというべきである。そして、同指針において、警戒事態を判断するEALとして、震度6弱以上の地震の発生、大津波警報の発表、設計基準を超える竜巻、洪水、台風、火山等の外部的事象の発生が挙げられていること等（略）に照らすと、（略）、深層防護の第5の防護レベルについても、大規模地震、大津波、火山の噴火等の自然現象による原子力災害を想定した上で、実現可能な避難計画が策定され、これを実行し得る体制が整っていないければ、PAZ及びUPZの住民との関係において、深層防護の第5の防護レベルが達成されているということはできないのであって、人格権侵害の具体的危険がある。」**

## 原判決727頁、728頁

「避難経路が集中しないように、PAZ・UPZ全域を通じて調整された合理的な避難経路の確立及びその周知は必要不可欠である。」

「段階的避難の枠組みについては、特に本件のようにPAZ・UPZ合計94万人余の人口を抱える地域において、UPZの住民の理解と協力なくしては実現し得ないといえるところ、そのためには、UPZの住民に対する防護措置すなわち、屋内退避の安全性確保、緊急モニタリング及び迅速な避難指示伝達制度の確立並びに避難退域時検査体制の確立が必要不可欠であり、これらの安全対策が確保された上で、UPZの住民にこれらの対策が確保されていることから段階的避難によって安全が図られることが周知されていない。」

「茨城県広域避難計画は平成27年3月に策定されているものの、それから5年余を経過した**本件口頭弁論終結時まで**に原子力災害広域避難計画を策定した市町村は、PAZ及びUPZの14市町村のうち、**5つの自治体にとどまる**。そして、これらの5つの自治体は、いずれもUPZであり、(略) **避難対象人口も相対的に少ない自治体** (略)である。」

## 原判決728頁、729頁

「例えば、大規模地震が発生した場合については、住宅が損壊し、道路が寸断することをも想定すべきところ、住宅が損壊した場合の屋内退避については具体的に触れるところがなく、道路の寸断がある場合については、茨城県広域避難計画において、県及び市町村は大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報を迅速に提供するものと記載されているにとどまり、住民への情報提供手段は今後の課題とされている（認定事実18(2)ア(イ)）。原子力総合パンフレットにおいて指摘されている自然災害などにより避難経路が使用できない場合の複数の避難経路の設定はされていない（認定事実18(2)イ(イ)及び(4)イ）。」

## 原判決729頁

「また、茨城県広域避難計画は、複合災害時におけるモニタリング機能の維持、災害対策本部機能の維持及び第2の避難先の確保を今後の検討課題としており、常陸太田市は、複合災害時又は冬季の代替え避難先を、常陸大宮市は、複合災害時における第2の避難先の確保及び災害対策本部機能の維持を、鉾田市は、複合災害時における第2の避難先、代替避難経路の確保及び災害対策本部機能の維持を、大子町は複合災害時の第2の避難先の確保及び行政機能の業務継続体制を今後の課題としており、大規模地震等の自然災害を前提として実行可能な避難計画が策定されているという状況には至っていない。（認定事実18(2)ア(イ)及びイ(イ)）」

## 2 控訴審準備書面(1)、(2)、(8)の概要

# 控訴審準備書面(1)

避難所の一人当たり面積の見直しのため白紙状態に

## ○福島第一原発事故による避難の現実

内閣府「国の防災基本計画や各地方公共団体の地域防災計画においては、**広範囲の住民避難を必要とする原子力災害を想定したものではありません**、**地震・津波との複合災害のため住民への情報伝達や避難先の確保等が困難だった**」

## ○東海第二周辺地域

- ・約94万人という莫大な人口を抱えている。背後には首都圏。
- ・県は「避難所建物面積」の避難先市町村合計を、**2㎡/人**で割って収容人数を算出し、県内避難先市町村の「避難者受入人数」として割り当て。避難所の面積に、**非居住スペースも含まれる**。
  - 2021年6月 茨城県「**3.0~4.5㎡/人**」とする
  - 2021年10月 避難先受入市町村 受入人数「**調整中**」に
- ・**人口比75%の避難者を受け入れる自治体も**
- ・茨城県「避難計画の全体像が見えていない」(2021年5月)、水戸市「どこへ逃げるかさえ決まっていない」(2022年7月)

## 控訴審準備書面(2)

### 原子力災害による人格権侵害は避難弱者に集中

○福島第一原発事故時、**避難先が確保されていなかったため**、受け入れ先を求めて転々と移動して過酷な避難の末、死亡した入院患者。障害者とその家族は取り残された。

#### ○病院・福祉施設の避難計画

- ・避難先の確保が困難であること等から**避難計画を作ることができない**。
- ・福祉車両などの**移動手段は確保されていない**。
- ・在宅の要支援者は介護・介助者なしでは避難できない。30km圏内5万人の要支援者を支援できる避難計画でなければならない。  
在宅要支援者については、2021年災害対策基本法改定によって自然災害時の**個別避難計画の整備がはじまったばかり**。  
**原子力災害時の要支援者対応にはほど遠い**。

## 控訴審準備書面(8)

### 能登半島地震を受けて避難計画の不備・欠落

#### ○元日の能登半島地震による被害

- ・死者238名、負傷者1179名
- ・建物被害4万4386棟(1月29日時点)
- ・避難者3万4173名(1月4日時点)
- ・孤立集落 22地区3124名(1月10日時点)

#### ○茨城県

東北地方太平洋沖地震によって甚大な被害を経験  
茨城県地震被害想定調査報告書でも甚大な被害を想定

→地震による家屋の倒壊、道路の寸断を考慮すべき

しかし、一審判決後も屋内退避、避難経路の見直しをしていない

- ・30km圏 木造家屋88%、旧耐震基準の家屋29%  
一度の揺れで1万戸が倒壊、余震で2万8000戸が倒壊
- ・常陸太田市 山間部を北上して福島県へ避難

「棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層」に向かって避難

土砂災害危険区域、同警戒区域、土石流危険溪流に指定

### **3 東海村、日立市の避難計画の不備、欠落**

**複合災害を考慮していない**

# 複合災害についての形ばかりの規定

## 東海村の避難計画

○「はじめに」の「複合災害時の対応」  
「(1) 避難先が被災した場合の対応」

避難先地域が被災し避難の受入れが困難となった場合には、県等関係自治体や国と協議し、一時的な避難先の確保に努めるとともに、早期に第二の避難先を確保する。

一時的な避難先（避難所）、第二の避難先（避難所）の詳細が不明

(2) 被災した道路情報等の提供

村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、村民、県等関係自治体、国、関係機関等に迅速に提供する。（丙G143・7頁）

情報提供方法が不明

複合災害時に通行できない

○「広域避難計画」の「3. 避難経路」

「自然災害との複合災害時においては、避難道路のうち、使用可能な道路を使用する。なお、県及び村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、迅速に村民に提供するものとする。」（丙G143・11頁）

# 複合災害村長「想定せず」

## 東海第2原発 広域避難計画

首都圏唯一の原発である日本原子力発電東海第2原発の重大事故に備え、立地自治体の茨城県東海村が昨年12月策定した広域避難計画について、山田修村長は28日の定例会見で、地震や津波と原発事故が同時に起きる「複合災害」の想定が現在ではされていないとの認識を示した。村側は1月、避難計画に関する立憲民主党の聞き取りに、現時点では複合災害の想定が不十分との認識を示していたが、村長が直接言及するのは初めて。（出来田敬司）

### 能登半島地震受け初言及



記者の質問に答える山田修村長。茨城県東海村で。（竹島勇樹撮影）

能登半島地震では、北陸電力志賀原発（石川県志賀町）周辺の避難ルートが寸断されたことを受け、記者の質問に答えた。山田村長は「複合災害の場合を含めれば、（避難計画を）セロから検討するしかない」と述べた。「道路の損壊などは村だけでなく、周辺の自治体や国、県が入ったうえで議論される」とし、村単独での対応の難しさにも言及し、具体的な見直しには触れなかった。

東海村が昨年未公表した避難計画では、全村民約3万7千人が約130カ所



事前了解が必要となる5市1村

### 致命的な欠陥 抜本の見直しを

**解説** 地震や津波で建物や交通網に被害が出た場合、原発事故時の避難計画はまったく役に立たない。茨城県東海村の山田修村長の発言は原子力防災の致命的な欠陥を端的に示している。原発30年間の自治体には義務付けられ、原子力規制委員会が

策定した指針を基に作る。指針が定める住民の被ばく防止と避難の方策は、あくまでも自然災害への対処ができてい

まると東海第2原発の避難計画について、

(2024年2月29日東京新聞)

## 東海村の山田修村長 2024年2月28日定例会見録

「もともと現在の広域避難計画は、複合災害を前提としておらず、原子力事業所の単独災害を想定したものになっている。今回の地震災害（引用者注：能登半島地震）を受けてということになると、また課題が出てくると思うため、その点も含めて次の段階で議論されていくと思う。それがどのくらいの時間がかかるかについては、私が今お答えできる状況ではない。」（甲G383・2頁）

→村長が、東海村の広域避難計画について、複合災害を考慮していない旨を認めている。

## 日立市の避難計画

PAZ:約23,500人

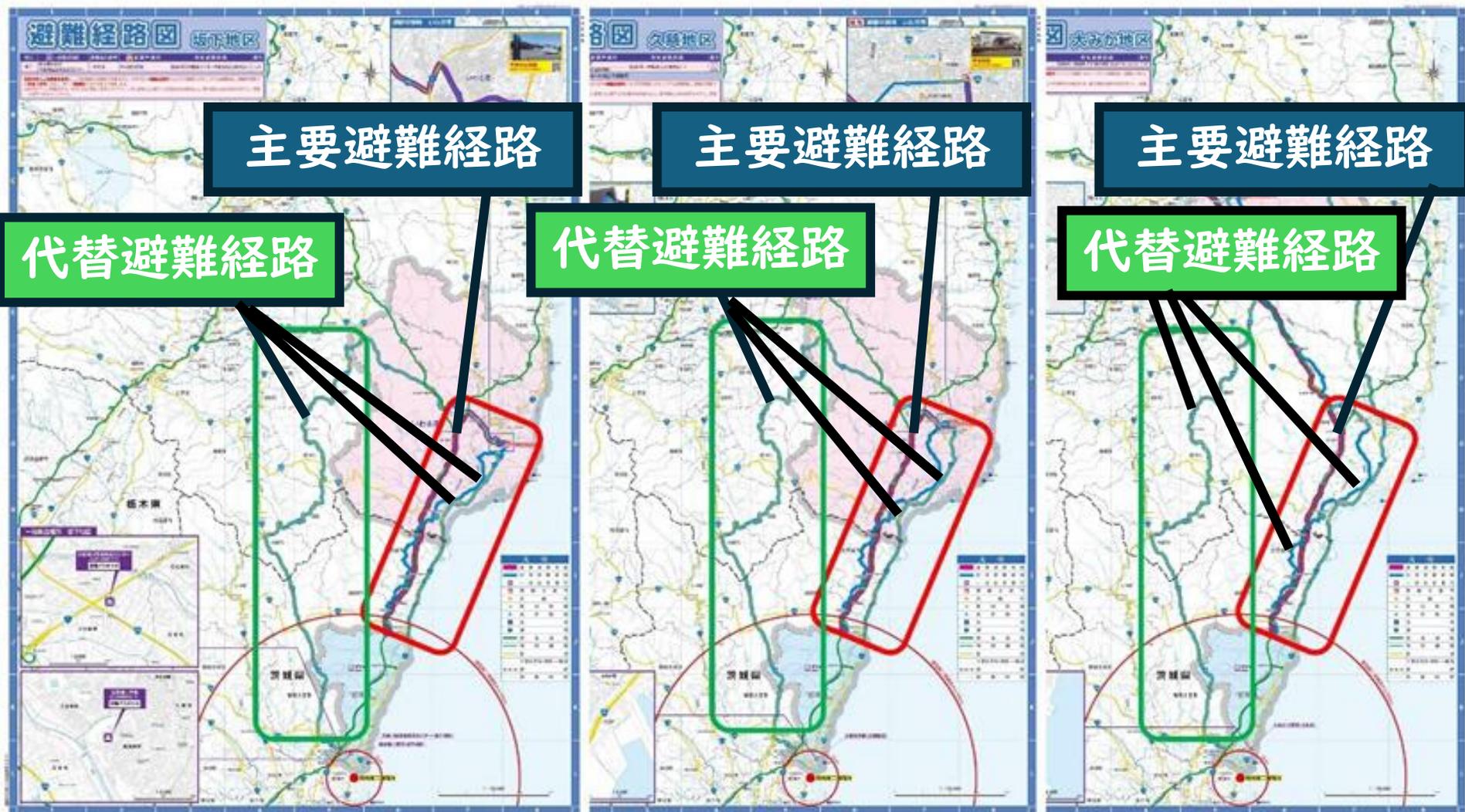
坂下地区、久慈地区、  
大みか地区(3地区)

UPZ:約144,500人

20地区



# 日上市 PAZ (3地区) の避難経路 大部分が共通



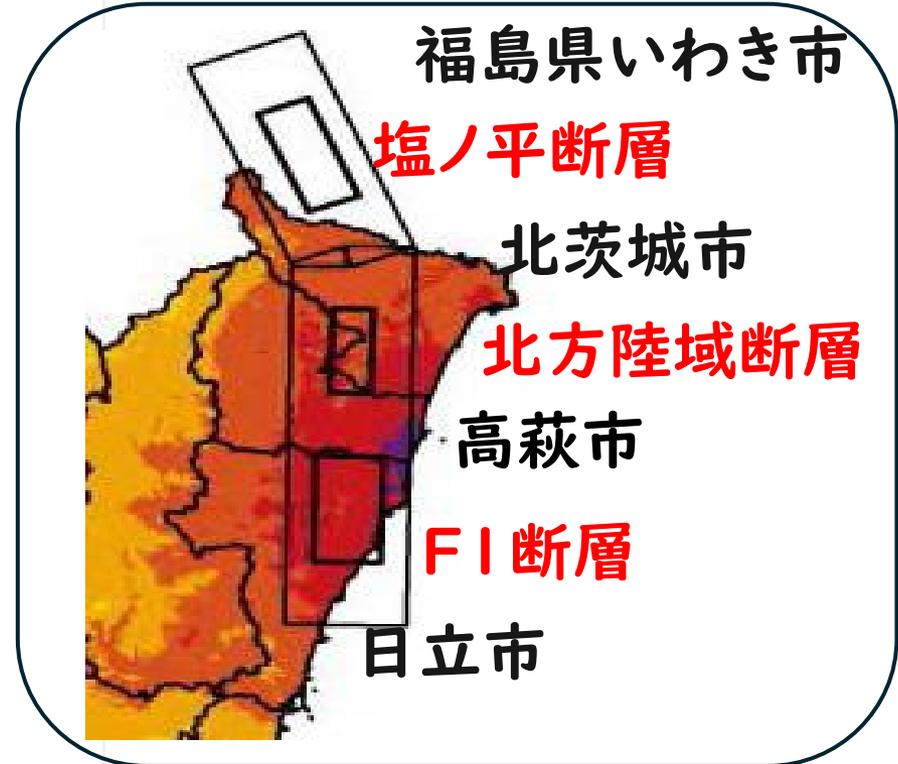
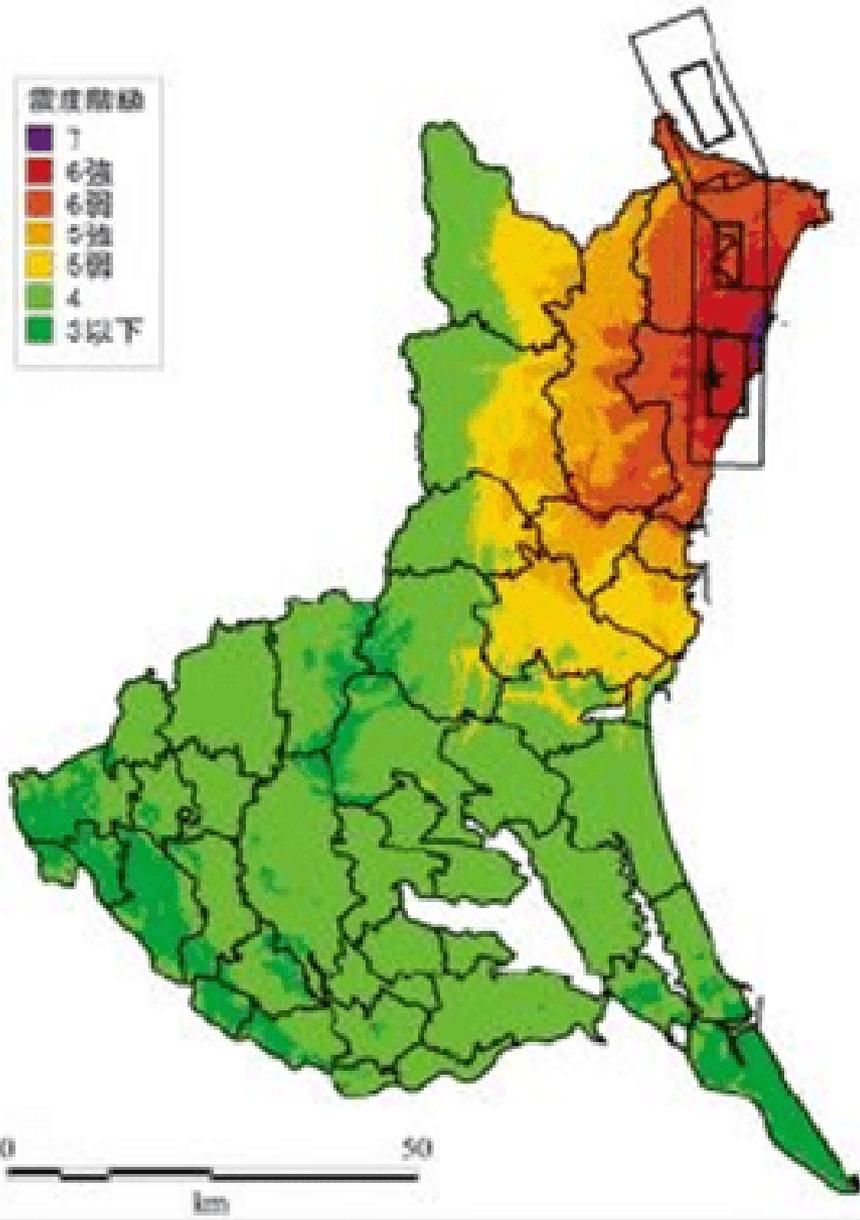
甲G384・日上市広域避難ガイドマップ・避難経路図のPAZ3地区のマップ。赤色の枠、緑色の枠は一審原告らにおいて加筆。

坂下地区

久慈地区

大みか地区

「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震の連動の地震」(甲G329・茨城県地震被害想定調査報告書)



福島県いわき市

塩ノ平断層

北茨城市

北方陸域断層

高萩市

F1断層

日立市

図 4.1-3 F1断層などの連動の地震の地表震度分布

・震度6強、震度6弱、震度5強が想定される地域を、日立市のPAZ3地区に共通の避難経路が通っている

主要避難経路  
常磐自動車道  
(高速道路)

## NEXCO東日本

高速道路に係る地震時の対応

「計測震度4.5(震度5弱に相当します)以上で通行止めを行い、道路の点検を行います。※路線によっては、計測震度5.0以上で通行止めとなる箇所もあります。」(甲G387号証)

原発事故を引き起こすような大地震が起きた場合、高速道路は通行止めになり、安全が確認されるまで、又は復旧がされるまで、避難経路として通行することはできなくなる。

(甲G384の1)

| 道路名    | 区間              | 耐震補強  |       |      |
|--------|-----------------|-------|-------|------|
|        |                 | 必要橋梁数 | 完了橋梁数 | 工事完了 |
| 仙台東部道路 | 名取IC～名取IC       |       |       |      |
| 仙台東部道路 | 名取IC～仙台若林JCT    |       |       |      |
| 仙台東部道路 | 仙台若林JCT～仙台若林    |       |       |      |
| 仙台東部道路 | 仙台若林JCT～仙台東     |       |       |      |
| 仙塩道路   | 仙台港北IC～利府JCT    |       |       |      |
| 仙塩道路   | 利府塩釜IC～利府中IC    |       |       |      |
| 常磐自動車道 | 水戸IC～那珂IC       | 2橋    | 0橋    | 0橋   |
| 常磐自動車道 | 那珂IC～日立南太田IC    | 4橋    | 0橋    | 0橋   |
| 常磐自動車道 | 日立南太田IC～日立南太田IC | 2橋    | 0橋    | 0橋   |
|        | 日立南太田IC～日立中央IC  | 13橋   | 0橋    | 0橋   |
|        | 日立中央IC～日立中央IC   | 1橋    | 0橋    | 0橋   |
|        | 日立中央IC～日立北IC    | 12橋   | 0橋    | 0橋   |
|        | 日立北IC～日立北IC     | 4橋    | 0橋    | 0橋   |
|        | 日立北IC～高萩IC      | 16橋   | 0橋    | 0橋   |
|        | 高萩IC～北茨城IC      | 8橋    | 0橋    | 0橋   |
|        | 北茨城IC～いわき勿来IC   | 12橋   | 0橋    | 0橋   |
| 常磐自動車道 | いわき勿来IC～いわき湯本IC | 10橋   | 0橋    | 8橋   |
| 常磐自動車道 | いわき湯本IC～いわきJCT  | 2橋    | 0橋    | 2橋   |
| 常磐自動車道 | いわき中央IC～いわき中央IC | 4橋    | 0橋    | 0橋   |
|        | いわき中央IC～いわき四倉IC | 13橋   | 0橋    | 7橋   |
|        | いわきJCT～いわきJCT   | 1橋    | 0橋    | 0橋   |
|        | いわきJCT～いわき三和IC  | 8橋    | 0橋    | 0橋   |
|        | いわき三和IC～小野IC    | 16橋   | 0橋    | 0橋   |
|        | 小野IC～船引三春IC     | 8橋    | 0橋    | 0橋   |

大みか地区の避難経路  
耐震補強が必要な橋梁  
114橋、工事完了0橋

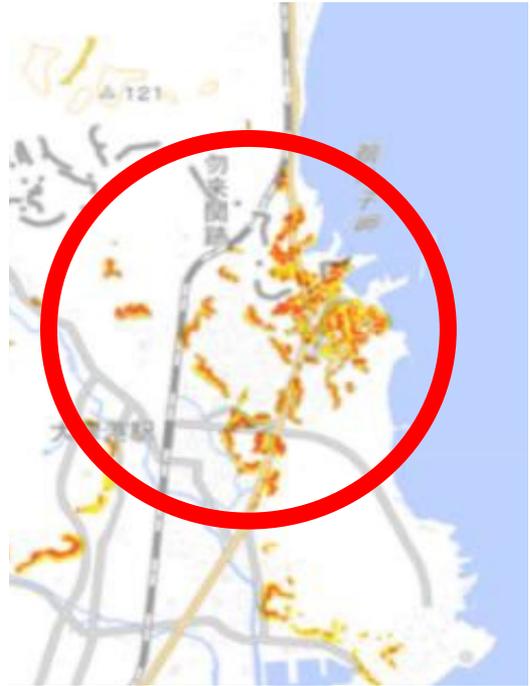
坂下地区・久慈地区の  
避難経路  
耐震補強が必要な橋  
梁84橋、工事完了0橋

大みか地区の避難経路  
耐震補強が必要な橋梁  
130橋、工事完了0橋

3地区共通の代替避難経路のうち国道349号線の経路は、多数箇所**土石流警戒区域**が指定されている。

この経路は、**地震による原発事故時に土石流によって多数箇所が損壊、寸断され、通行できなくなることが想定される。**

|    |                              |    |          |    |
|----|------------------------------|----|----------|----|
| 表示 | 災害リスク情報>土砂災害警戒区域等            | 解除 | 解説<br>凡例 | 🗑️ |
|    | 急傾斜地の崩壊<br>(黄は警戒区域、赤は特別警戒区域) |    |          |    |
| 表示 | 災害リスク情報>土砂災害警戒区域等            | 解除 | 解説<br>凡例 | 🗑️ |
|    | 土石流<br>(黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)     |    |          |    |
| 表示 | 災害リスク情報>土砂災害警戒区域等            | 解除 | 解説<br>凡例 | 🗑️ |
|    | 地すべり<br>(黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)    |    |          |    |



|    |                              |    |          |    |
|----|------------------------------|----|----------|----|
| 表示 | 災害リスク情報>土砂災害警戒区域等            | 解除 | 解説<br>凡例 | 🗑️ |
|    | 急傾斜地の崩壊<br>(黄は警戒区域、赤は特別警戒区域) |    |          |    |
| 表示 | 災害リスク情報>土砂災害警戒区域等            | 解除 | 解説<br>凡例 | 🗑️ |
|    | 土石流<br>(黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)     |    |          |    |
| 表示 | 災害リスク情報>土砂災害警戒区域等            | 解除 | 解説<br>凡例 | 🗑️ |
|    | 地すべり<br>(黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)    |    |          |    |

3地区共通の代替避難経路②の**国道6号**は、沿岸部を通る経路である。例えば、**北茨城市平潟町付近の経路に多数の急傾斜地崩壊警戒区域(黄色)、急傾斜地崩壊特別警戒区域(赤色)**が指定されている。

同経路は、**地震による原発事故時に急傾斜地崩壊によって多数箇所が損壊、寸断され、通行できなくなることが想定される。**



(甲G386)



3地区共通の代替避難経路③は、例えば、赤丸の箇所では急傾斜地崩壊警戒区域、急傾斜地崩壊特別警戒区域、土石流警戒区域、地すべり警戒区域に指定されている。

同経路は、地震による原発事故時に急傾斜崩壊、土石流、地すべりによって多数箇所が損壊、寸断され、通行できなくなることが想定される。

# 「緊急時対応」の確認項目③

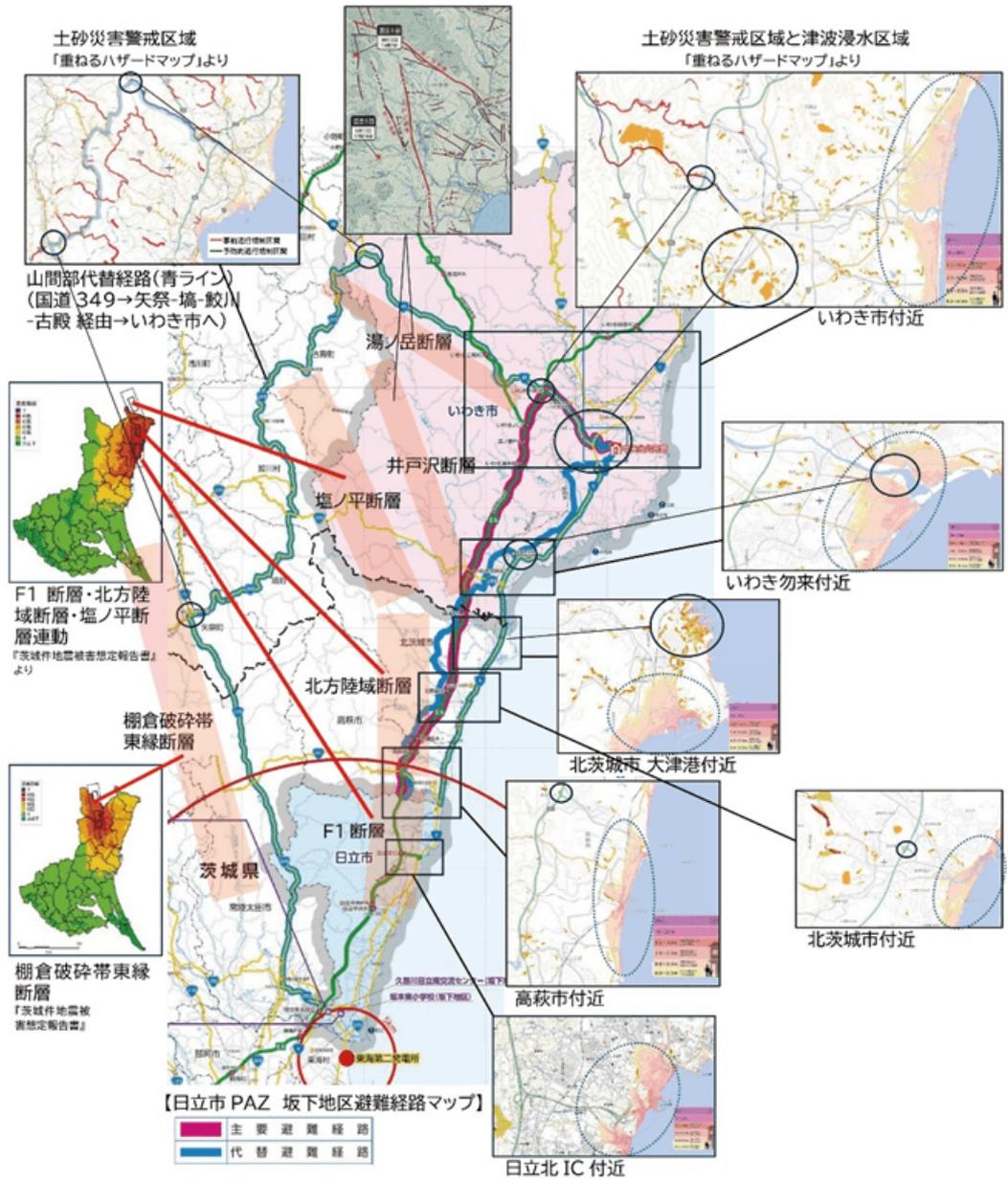
| 大項目                   | 小項目           | 主な確認の視点   |
|-----------------------|---------------|---|
| D. PAZ圏内の全面緊急事態における対応 | PAZ圏内の住民の対応   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全面緊急事態におけるPAZ圏内の住民等の避難方法・避難先・避難経路等について、即時避難が可能となる具体的な計画が策定されていること。</li> <li>・住民の避難経路は複数設定されていること。</li> <li>・自家用車で避難できない住民等の避難に必要な輸送能力が確保されていること。</li> <li>・放射線防護対策施設の使用方法が定められていること。</li> </ul> |
|                       | PAZ圏内の住民への対応策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。</li> <li>・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。</li> <li>・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。</li> </ul>                                      |
|                       | PAZ圏の従業員      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策」を踏まえ、移動手段を持たない人数をもとに、車両の見積が示されていること。</li> </ul>  |
|                       | 必要と           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示さ</li> </ul>   |

・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。

地震による原発事故時の避難計画には、地震時に道路が土砂災害によって損壊、寸断することを考慮した上で、地震による原発事故時にも使用できる避難経路を準備しておく必要がある。

→ 日立市のPAZの避難経路はいずれも地震による原発事故時に、損壊、寸断によって通行できなくなることが想定され、考慮すべき事項を考慮していない。

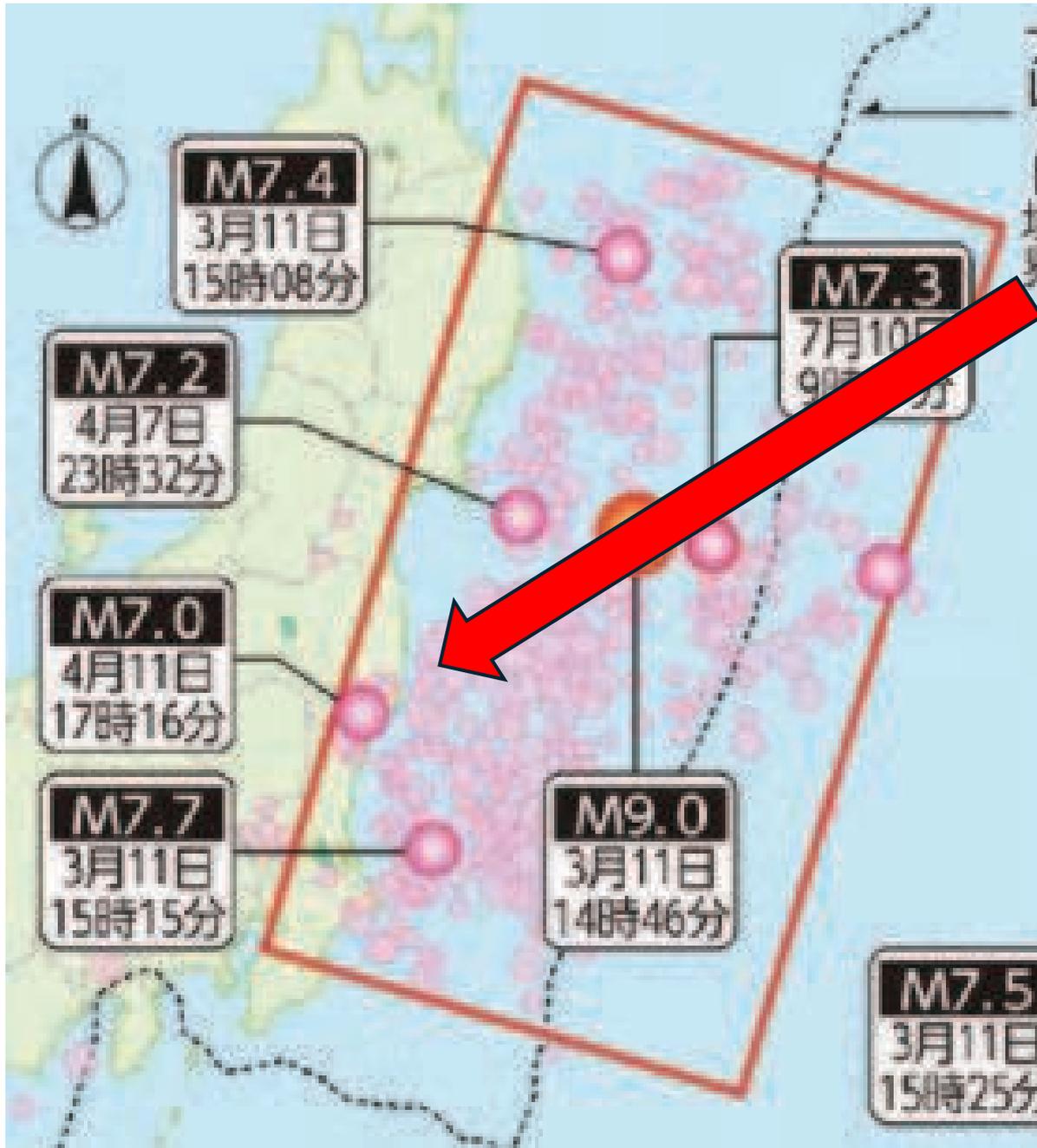
# 日上市避難経路上の地震・土砂災害・津波警戒地域



・地震に伴う津波による浸水  
・地震に誘発される地震

↓

これらによっても、PAZの避難経路は、土砂災害等による道路の損壊、寸断によって通行できなくなることが想定される。



東北地方太平洋沖地震によって、茨城県では同年4月11日、塩ノ平断層において、マグニチュード7.0の内陸直下型地震が発生。

日立市のPAZの3地区の避難経路は、数々の活断層の合間を縫って、また活断層の上を通る経路であることから、津波が発生するような大地震によって、これらの活断層の地震が誘発されることは、過去の経験からも十分に想定される。

**避難行動要支援者が避難できず取り残されること**

## 双葉病院事件

3月14日に行われた双葉病院の重篤患者34人と老健施設の利用者98人のバスによる避難



図 4. 2. 3-3 双葉病院の避難経路

(甲E1(国会事故調報告書)・361頁)

- 原発から約4.5km
- 入院患者らが過酷な避難
- 第1陣から第5陣に分けて、4日間にわたって避難
- 第2陣の避難では、通常30分の距離を約10時間にもわたって、寝たきり患者らが点滴も外された状態でバスに乗せられ、排泄ケアや医療ケアを受けられずに、避難。バスの中で亡くなった方も。
- 死者44名(東電刑事裁判で被害者とされた人数)

- 高い放射線量のために救助活動をやむなく中断
- 入院患者数の把握が不正確
- 人員・福祉車両の不足等

**政府事故調中間報告書「備えておくべきこと」**  
**「避難に関しては、数千人から数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭において、交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水食糧の確保等について具体的な計画を立案するなど、平常時から準備しておく必要がある。特に、医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における重症患者、重度障害者等、社会的弱者の避難については、対策を講ずる必要がある」**(甲G413号証・484頁)

## 原子力基本法2条3項

**「国及び原子力事業者(略)が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故(略)の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」**

**→避難計画策定に当たっては、福島第一原発事故の教訓を踏まえて原子力事故の防止に最善かつ最大の努力をしなければならない**

# 「緊急時対応」の確認項目

各地域原子力防災協議会で行う確認についてはこの確認項目に準じて実施するとされている。

## 「緊急時対応」の確認項目②

| 大項目                     | 小項目   | 主な確認の視点  |
|-------------------------|---|--|
| C. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応 | 市町村における初動対応   | <ul style="list-style-type: none"> <li>PAZ圏内の予防的防護措置に備え、具体的な職員配置計画が示されていること。</li> <li>PAZ圏内の予防的防護措置に備え、必要となるバス等の配車計画が示されていること。</li> </ul>  |
|                         | 住民への情報伝達体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>PAZ圏内の予防的防護措置に備えた住民への情報伝達の手段が具体的に示されていること。</li> <li>現地に配置された職員と市町村本部の連絡体制が示されていること。</li> </ul>  |
|                         | 施設敷地緊急事態要避難者への対応策   | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。</li> </ul> <small>施設敷地緊急事態要避難者の避難先の確保策は、地域コミュニティの確保に配慮した内容であること。</small>     |
|                         | 放射線防護対策施設の運用方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難を行うことにより健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設へ収容するための運用方法が示されていること。</li> </ul>  |
|                         | 必要となる輸送能力の見積  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両（バス、福祉車両（ストレッチャー対応、車いす対応）等）の見積が示されていること。</li> <li>医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されていること。</li> </ul> |
| 輸送能力の確保                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。</li> </ul> |  |

「医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。」

施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両（バス、福祉車両（ストレッチャー対応、車いす対応）等）の見積が示されていること。

→避難行動要支援者について、福祉車両、避難を支援する支援者の確保等が不足する事態が発生することを考慮しなければならない。 32

# 避難行動要支援者名簿

東日本大震災の教訓として、障害者、高齢者、外国人、妊産婦等について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、上記の人々に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされた。

そこで、2013年の災害対策基本法の改正によって、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされた（災害対策基本法49条の10）。

ところが、

**東海村**（2024年11月時点、甲G397）

- ・避難行動要支援者の総数は、約1,400人
- ・同名簿登録者数は、わずか**101人**

**日立市**

- ・避難行動要支援者の総数は、8,231人（一審原告らの控訴審における準備書面（2）95頁。2021年時点の数値。）
- ・同名簿登録者数は、**7,450人**（2024年4月1日時点、甲G398・2頁）

# 個別避難計画

2019年台風19号等の災害においても、多くの高齢者や障害者等が被害に遭っている状況を踏まえ、**災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされた。**

そこで、2021年の災害対策基本法の改正によって、避難行動要支援者について、**個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。**(災害対策基本法49条の14)

ところが、

**東海村**:原子力災害時の個別避難計画を作成済みの人数は**不明**  
避難先への**移動手段の確保は茨城県で行う旨**

**日立市**:原子力災害時の個別避難計画を作成済みの人数は**不明**

茨城県知事(2021年10月県議会)

**「福祉車両8000台が必要」**(控訴審準備書面(2)48頁)

しかし、2024年9月10日、茨城県原子力災害対策課と市民の話し合いの場において、茨城県の職員は、福祉車両は茨城県内で**最大約260台**しか使えそうにない旨を回答

**大量の車両の移動を考慮していないこと**

# 高速道路を通行できる場合

- 算定条件（一審原告ら）
- ・東海村の西半分の地域が最寄の東海スマートインターチェンジを使い、同村の東半分の地域が最寄の常陸那珂港インターチェンジを使う。
  - ・自家用車による避難は1世帯1台
  - ・バスによる避難者は村民の32%（東海村2016年住民アンケート）
  - ・バスの乗車人数は50人乗りバスで45人
  - ・親戚・知人宅へ避難する人数は自家用車で避難する人の16.5%（甲G399号証）

東海スマートICへ  
約8,400台  
自家用車 8,180台  
バス 202台

常陸那珂港ICへ  
約3,400台  
自家用車 2,248台  
バス 53台



(甲G400)

高速道路を通行できない場合  
→ 湊大橋、水戸大橋で大渋滞



# 駐車場の不足

## 避難先自治体

| 一般住民 避難先           |          | 避難経由所   |                |                                 |                            |
|--------------------|----------|---------|----------------|---------------------------------|----------------------------|
| 地区                 | 避難所へ     | 避難先     | 避難経由所          | 車両台数                            | 駐車場                        |
| 石神<br>真崎           | 約8,000人  | 守谷市     | 常総運動公園へ        | 約2,300台<br>自家用車2,375台<br>バス75台  | 535台<br>普通乗用車524台<br>バス11台 |
| 村松<br>中丸<br>舟石川・船場 | 約16,000人 | 取手市     | 取手競輪場へ         | 約4,500台<br>自家用車4,330台<br>バス148台 | 1,300台                     |
| 白方                 | 約7,600人  | つくばみらい市 | 谷和原庁舎<br>伊奈庁舎へ | 約2,200台<br>自2,130台/バス70台        | 約250台<br>(伊奈175/谷和原70)     |
| 約31,600人           |          | (計)     |                | 約9,000台                         | 約2,100台                    |

避難所  
(1か月)



親戚・知人宅

住民の16.5%は知人友人宅へ避難  
(2016年東海村住民アンケート)

避難経由所へ向かう道路渋滞/要交通規制

(甲G400)

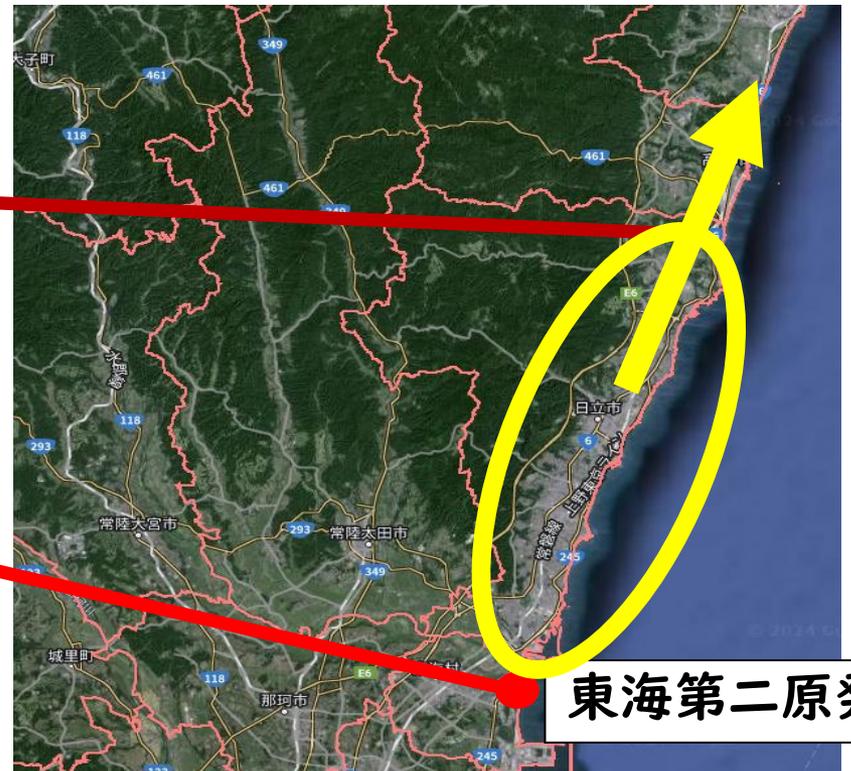
- 常総運動公園：1,765台が溢れる
- 取手競輪場：3,200台が溢れる
- 谷和原庁舎及び同伊奈庁舎：約2,000台が溢れる
- これらの周辺で大渋滞が発生する。

←約2km幅の狭い平地を北上

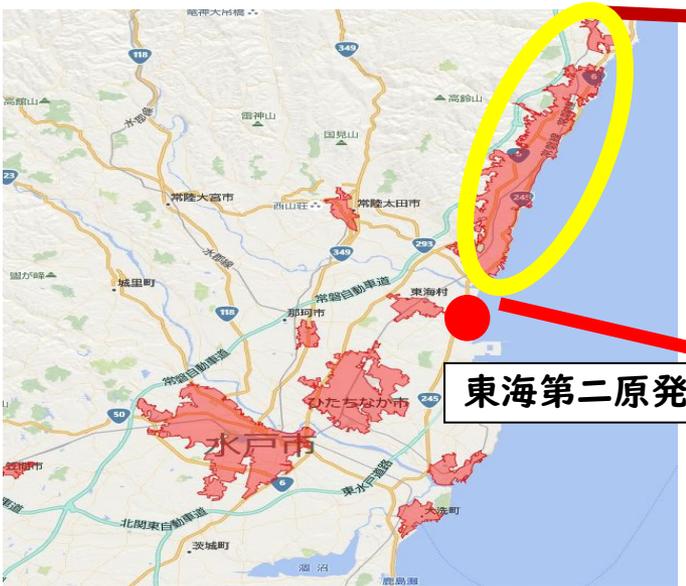
沿岸部に約17万3000人が集中 (PAZ約2万3000人、UPZ約15万人) ↓



東海第二原発



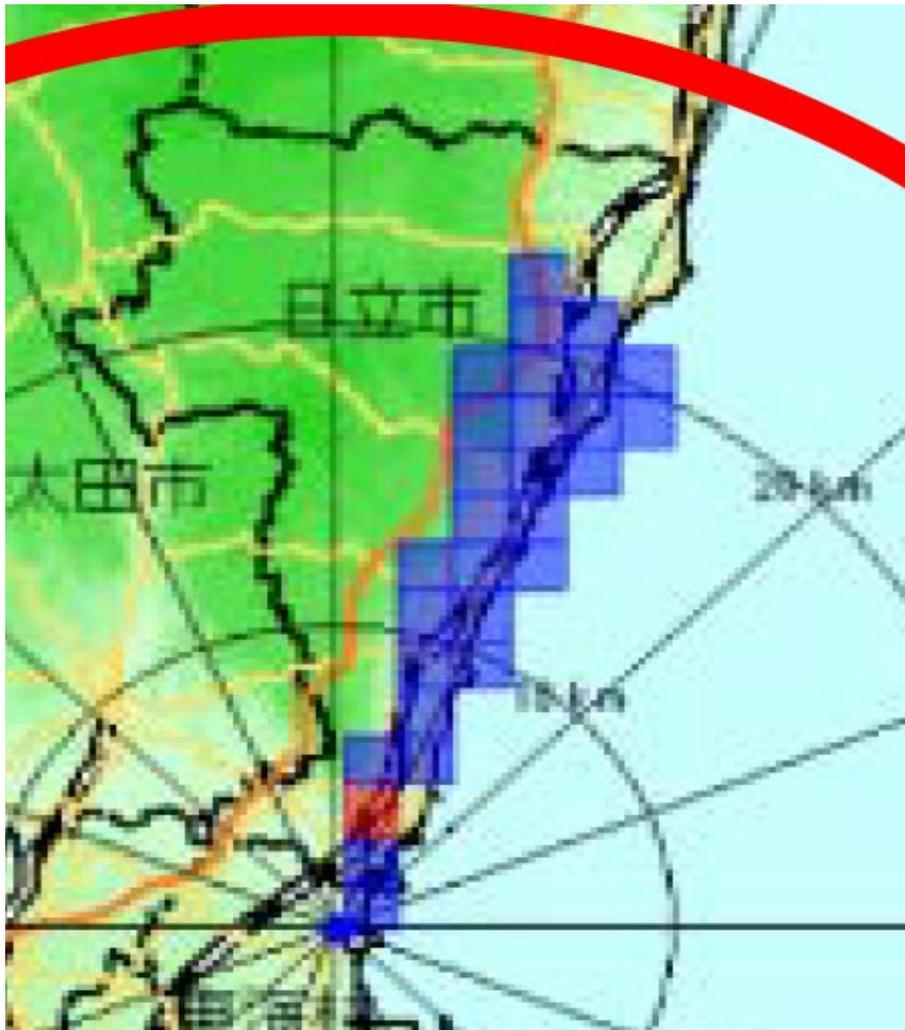
東海第二原発



東海第二原発

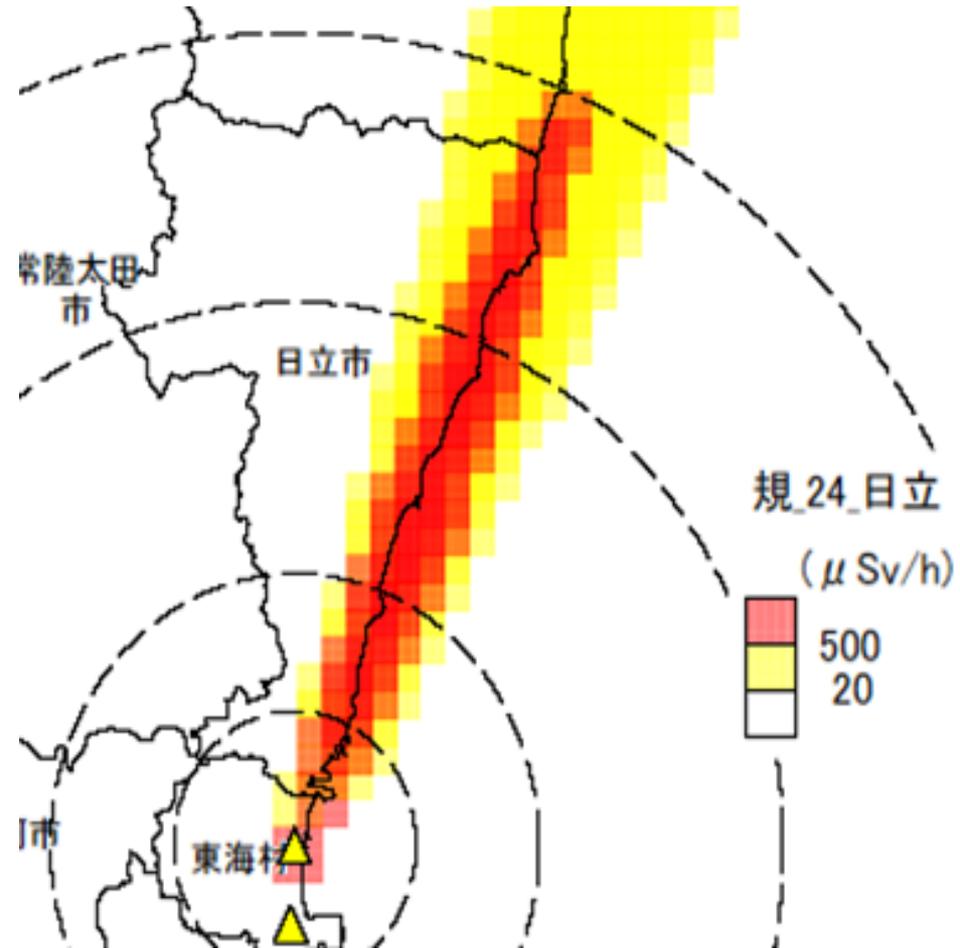
30km圏内の人口密集地帯(DID)

## 日本原電によるシミュレーション



日本原電「拡散シミュレーションの実施結果について」(甲G354号証26頁・控訴審準備書面(9)6頁)

## 上岡直見氏によるシミュレーション



上岡直見「日本原電のシミュレーション過小評価と茨城県避難計画の実効性欠如に関する補充意見書」(甲G365号証)(控訴審準備書面(12)13頁)

# 高速道路を通行できる場合

日立市  
PAZ

日立市PAZ地区(23,121人)が放出前に避難

東海第二原発

自家用車約9,400台  
バス約100台  
がIC入口に集中

日立南太田 IC



# 日立南太田インターチェンジへ向かう国道6号 日常的に渋滞



国道6号 大和田町交差点付近  
(日立南太田IC手前600m)



国道6号 石名坂付近  
(日立南太田IC手前2.3km)

(いずれも国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所HP 甲G405号証)

この日常的渋滞に加えて、**避難車両として約1万台もの車両が**  
殺到することになる。

# 高速道路を通行できる場合

日立市  
PAZとUPZ

日立市 沿岸住民16万5千人の主要避難経路(高速道路の3つのICに向かう場合)



15km圏内に避難指示が出ると、約3万7,000台もの車両が日立中央インターチェンジ付近に集中

# 高速道路を通行できる場合

日立市  
PAZとUPZ



日立市のUPZの沿岸部の住民が避難する場合、約5万6000台の車両となる。仮に、5レーンで、汚染がないとして1台6分の検査時間を前提に、昼夜休みなく検査をしたとしても、**全ての車両の検査に要する時間は1,133時間、つまり47日間にのぼる。**

# 高速道路を通行できる場合

| 日立市沿岸<br>UPZ<br>避難範囲 | 車両台数<br>(自家用車+バス) | 退域時検査所要日数      |                             |                         |
|----------------------|-------------------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
|                      |                   | 高速道路<br>中郷SAのみ | 中郷SA+<br>高萩下車、一般<br>道検査所3ヶ所 | 高速道不通で<br>一般道検査所<br>5ヶ所 |
|                      |                   | 5レーン           | 13レーン                       | 10レーン                   |
| 5～10km避難             | 約14,900台          | 12日            | 5日                          | 6日                      |
| 5～15km避難             | 約36,100台          | 30日            | 12日                         | 15日                     |
| 5～20km避難             | 約48,000台          | 40日            | 15日                         | 20日                     |
| 5～25km避難             | 約56,000台          | 47日            | 18日                         | 23日                     |

(甲G404)

サブの退域時検査所を使ったとしても、  
全ての車両の検査に要する時間は、18日間におよぶ。

# 避難所の問題

# 茨城県 2㎡を見直して3㎡へ見直す作業に着手

甲G408号証 資料1

茨城県原子力安全対策課

## 避難所確保に係る取り組みの現状及び今後の方針について

取り組みの現状（令和6年2月現在）

2024年9月時点  
9万4000人分の不足  
(甲G409)

### 1 避難所面積の再算定結果

- 県内外の避難先市町村に対し、避難所面積の見直しに伴う受入可能人数の再算定を依頼  
⇒ 再算定の結果、**12.5万人分の追加確保が必要**

### 2 茨城県内における避難所確保

- これまで、避難先市町村を通し、指定避難所となっている公共施設等を中心に避難所を確保してきたが、それ以外でも、国機関や民間企業が所有・管理する施設等を避難所として活用を図るため、今年度から、国と茨城県が中心となり、**避難所提供について協力を依頼している。**

これまでに協力頂いた施設例

○国機関（研究機関等の宿泊施設、体育館、講義室、会議室 等）

○民間企業（体育館、研修施設、社屋等の会議室、宿泊施設、ホール、ゴルフ場、ホテル・旅館 等）

## 避難所を明らかにしていない

**東海村**：「避難先」について「守谷市」「取手市」等の避難先自治体名を記載するのみで、**具体的な避難所名を記載していない。**

(丙G143号証・資料2-1・27頁)

**日立市**：「避難先」について「福島県いわき市」等の避難先自治体名、避難所数、総収容人数を記載するのみで、**具体的な避難所名を記載していない。** (丙G156号証・資料1)

**福島第一原発事故**：家族がばらばらに避難し、探し回る事態  
**本年元日の能登半島地震**：インターネット等の通信の応急復旧は1月17日までかかった。

### 政府事故調の中間報告書

「避難に関しては、数千人から数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭において、…**遠隔地における避難場所の確保…など、平常時から準備しておく必要がある。**」(甲G382号証・484頁)

### 茨城県 「地震に備えて」

「家庭の防災会議を開き、**避難場所…等について確認**」(甲G411)

# まとめ

東海村、日立市の避難計画は、複合災害を考慮しておらず、また避難行動要支援者の支援者不足・福祉車両不足を考慮しておらず、さらに大量の車両の移動を考慮しておらず、また避難所の不足、避難所の確保・公表を考慮していないものである。



東海村山田村長(2024年2月28日東京新聞)

「もともと現在の広域避難計画は、複合災害を前提としておらず、原子力事業所の単独災害を想定したものになっている。今回の地震災害を受けてということになると、また課題が出てくると思うため、その点も含めて次の段階で議論されていくと思う。それがどのくらいの時間がかかるかについては、私が今お答えできる状況ではない。」(甲383・2頁)



日立市小川市長(2024年3月28日朝日新聞甲G412)

「自治体で実効性があるものにするのは限界がある」  
「道路の寸断で目的地に行くことができるだろうか」  
(甲G412)